

通信会議サービス契約約款

平成28年5月21日
KDDI株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 通信会議サービスの提供区間等

- 第4条 通信会議サービスの提供区間等

第3章 通信会議契約

- 第5条 契約の単位
- 第6条 契約申込の方法
- 第7条 契約申込の承諾
- 第8条 通信会議契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第9条 通信会議契約者が行う通信会議契約の解除
- 第10条 当社が行う通信会議契約の解除
- 第11条 通信会議サービスの提供ができなくなった場合の措置
- 第12条 その他の契約内容の変更
- 第13条 その他の提供条件

第4章 利用中止等

- 第14条 通信会議サービスの利用中止
- 第15条 通信会議サービスの利用停止

第5章 通信

第1節 通信利用の制限等

- 第16条 通信利用の制限等
- 第16条の2 同上

第2節 通信時間の測定等

- 第17条 通信時間の測定

第6章 料金等

第1節 料金

- 第18条 料金

第2節 料金の支払義務

第19条 利用料の支払義務

第3節 料金の計算方法等

第20条 料金の計算方法等

第4節 割増金及び延滞利息

第21条 割増金

第22条 延滞利息

第7章 保守

第23条 修理又は復旧の順位

第8章 損害賠償

第24条 責任の制限

第25条 免責

第9章 雑則

第26条 承諾の限界

第27条 利用に係る通信会議契約者の義務

第28条 通信会議契約者の氏名等の通知

第29条 他網事業者からの通知

第30条 通信会議契約者に係る情報の利用

第31条 法令に規定する事項

第32条 閲覧

第10章 附帯サービス

第33条 附帯サービス

別記

- 1 通信会議サービスの提供区間
- 2 通信会議契約者の地位の継承
- 3 通信会議契約者の氏名等の変更
- 4 新聞社等の基準
- 5 通信会議契約者の禁止行為
- 6 当社の維持責任
- 7 支払証明書の発行

料金表

通則

第1表 料金

第2表 附帯サービスに関する料金等

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この通信会議サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより通信会議サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、通信会議サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 通信会議サービス	主として、特定の者の相互間における電磁的記録の共同閲覧等（以下「通信会議」といいます。）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行う電気通信役務
4 通信会議サービス網	卸電気通信事業者（当社に事業法第29条第1項第10号に定める卸電気通信役務（通信会議サービスの提供の用に供するものに限ります。以下同じとします。）を提供している電気通信事業者をいいます。以下同じとします。）が卸電気通信役務の提供の用に供する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
5 他網接続点	通信会議サービス網と卸電気通信事業者以外の電気通信事業者の電気通信設備との接続点
6 通信会議サービス取扱所	通信会議サービスに関する業務を行う当社の事業所
7 通信会議契約	当社から通信会議サービスの提供を受けるための契約
8 通信会議契約者	当社と通信会議契約を締結している者
9 他網事業者	他網接続点を介して通信会議サービス網と接続している電気通信回線設備に係る電気通信事業者
10 特定装置	通信会議サービス網に属する電気通信設備であって、通信会議において共同閲覧される電磁的記録を一時的に保存等するもの

11 ユーザID	通信会議契約者を識別するための英字、数字及び記号の組み合わせであって、当社が通信会議契約に基づいて当該通信会議契約者に割り当てるもの
12 ミーティング番号	通信会議ごとに、通信会議の開始に先立って通信会議契約者の請求に基づいて当社が指定する数字
13 主催者ID	通信会議契約者の請求に基づき当社が定める英字、数字及び記号の組み合わせであって、ミーティング番号の請求に必要なもの
14 特定領域	ミーティング番号ごとに特定装置上に割り当てられる記憶領域
15 通信会議URL	特定領域にインターネットを介して接続するためのURLであって、特定領域ごとに当社が指定するもの
16 パスワード	特定領域に接続する際に必要とする英字及び数字の組み合わせ（当社が指定する要件を満たすものに限り。）であって、通信会議契約者がミーティング番号ごとに任意で設定することができるもの
17 通信会議参加者	ミーティング番号、通信会議URL等により特定領域に接続している者
18 料金月	起算日（当社が暦月ごとに定める特定の日をいいます。以下同じとします。）から次の暦月の起算日の前日までの間
19 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 通信会議サービスの提供区間等

(通信会議サービスの提供区間等)

第4条 当社の通信会議サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

第3章 通信会議契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1ユーザIDごとに1の通信会議契約を締結します。この場合において、通信会議契約者は、1の通信会議契約につき1人に限ります。

(契約申込の方法)

第6条 通信会議契約の申込みをするときは、契約事務を行う通信会議サービス取扱所に対し、当社所定の方法により、次に掲げる事項の申告を伴う申込みをしていただきます。

- (1) 主催者IDの数
- (2) 主催者IDごとの連絡先電気通信番号、電子メールアドレス等の情報
- (3) その他当社が指定する事項

(契約申込の承諾)

第7条 当社は、通信会議契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信会議サービスの提供に必要な電気通信設備に余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その通信会議契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みのあった通信会議サービスを提供するために必要な電気通信設備を確保し、又は維持することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 通信会議契約の申込みをした者が、当社の電話サービス等契約約款（以下「電話等約款」といいます。）に定める電話会議契約者でないとき。
 - (3) 通信会議契約の申込みをした者が、法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。
 - (4) 通信会議契約の申込みをした者が通信会議サービスに係る料金その他の債務（以下「料金等」といいます。）又は電話等約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (5) 通信会議契約の申込みをした者が第15条（通信会議サービスの利用停止）の規定又は電話等約款の規定により通信会議サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う通信会議契約又は電話等約款に定める電話等契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (6) 通信会議契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の申告をしたとき。
 - (7) 第27条（利用に係る通信会議契約者の義務）又は電話等約款の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (8) その他通信会議サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 前項の規定によるほか、当社は、その通信会議契約の申込みを承諾することによりこの約款の規定に反することとなる場合は、その通信会議契約の申込みを承諾しません。

(通信会議契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第8条 通信会議契約者が通信会議契約に基づいて通信会議サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(通信会議契約者が行う通信会議契約の解除)

第9条 通信会議契約者は、通信会議契約を解除しようとするときは、あらかじめ、当社所定の方法により、契約事務を行う通信会議サービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う通信会議契約の解除)

第10条 当社は、第15条(通信会議サービスの利用停止)の規定により通信会議サービスの利用を停止された通信会議契約者がなおその事実を解消しない場合は、その通信会議契約を解除することがあります。

2 当社は、通信会議契約者が第15条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、通信会議サービスの利用停止をしないでその通信会議契約を解除することがあります。

3 当社は、通信会議契約者について、最終利用日から連続する12の料金月のいずれにおいても、当該通信会議契約に基づく通信が行なわれなかったと認めるときは、その通信会議契約を解除することがあります。

4 前3項の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその通信会議契約を解除します。

(1) 通信会議契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったとき。

(2) 第7条(契約申込の承諾)第3項第2号又は第3号に該当することを知ったとき。

5 当社は、第1項から第2項までの規定により、その通信会議契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを通信会議契約者に通知します。

(通信会議サービスの提供ができなくなった場合の措置)

第11条 当社は、当社又は通信会議契約者の責めによらない理由により通信会議サービスの提供ができなくなったときは、その提供条件を著しく変更することにならないと当社が判断する範囲内で、その通信会議サービスに係る提供条件を変更し、又は通信会議契約の解除を行います。

ただし、その通信会議サービスについて、通信会議契約者から通信会議契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、現に提供中の通信会議サービスについて、その提供条件の変更(その通信会議契約者が現に提供を受けている通信会議サービスについて、その同一条件での提供を継続しつつ、第7条(契約申込の承諾)に定めるあらたな承諾を終了するものを除きます。)又はその通信会議契約の解除をするときは、あらかじめ、そのことをその通信会議契約者にお知らせします。

(注) 当社は、本条第2項に定める提供条件の変更又は通信会議契約の解除をするときは、その変更日又は解除日の3ヶ月前までに、そのことをその通信会議契約者にお知らせするものとします。

(その他の契約内容の変更)

第12条 通信会議契約者は、第6条(契約申込の方法)に基づき申告した契約内容の変更を行うときは、当社所定の方法により契約事務を行う通信会議サービス取扱所に申し出ていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第7条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第13条 通信会議契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 利用中止等

(通信会議サービスの利用中止)

第14条 当社は、次の場合には、通信会議サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は卸電気通信事業者の電気通信設備の保守上やむを得ないとき。
 - (2) 第16条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) 卸電気通信事業者と他網事業者との間の協定に基づき、他網接続点の所在場所を変更するとき。
- 2 当社は、前項の規定により通信会議サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを通信会議契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(通信会議サービスの利用停止)

第15条 当社は、通信会議契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(その通信会議サービスに係る料金等その他の債務(当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金等(当社が通信会議サービスに係る料金等と料金月単位で一括して請求するものに限ります。))をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金等その他の債務が支払われるまでの間)、その通信会議サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金等その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 通信会議契約者がその通信会議サービス又は当社と契約を締結している他の通信会議サービスの利用において、第27条(利用に係る通信会議契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めるとき。
 - (3) 通信会議契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービス(電話等約款に定める電話会議サービス及び他の通信会議サービスを含みます。以下本条において同じとします。)又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金等その他の債務(その契約により支払いを要することとなったものをいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (4) 通信会議契約者が、電話等約款の規定により、電話会議サービスの利用を停止されているとき。
 - (5) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、通信会議サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社その他の電気通信事業者の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により通信会議サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を通信会議契約者に通知します。
ただし、第1項第2号の規定により通信会議サービスの利用停止をする場合であって、緊急止むを得ないときは、この限りではありません。

第5章 通信

第1節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第16条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関にて利用されている通信会議サービスであって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 通信会議の開始から、当社が別に定める時間が経過した場合であって、かつその通信会議に係る通信会議参加者が1名であるときは、その通信会議に係るセッション（ミーティング番号、通信会議URL等により、通信会議参加者の使用に係る電気通信設備と特定領域との間に設定される論理的通信路をいいます。以下同じとします。）を切断することがあります。この場合、当社は、そのセッションを切断しようとするときは、あらかじめ、そのことをその通信会議参加者に通知します。

第16条の2 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

第2節 通信時間の測定等

(通信時間の測定)

第17条 通信時間の測定等については、料金表第1表（利用料）に定めるところによります。

第6章 料金等

第1節 料金

(料金)

第18条 当社が提供する通信会議サービスに係る料金は、利用料（料金表第1表（利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

(利用料の支払義務)

第19条 通信会議契約者は、第17条（通信時間の測定）の規定により当社が測定した通信時間と料金表第1表（利用料）の規定とに基づいて算定した利用料の支払いを要します。

2 通信会議契約者は、通信会議契約者以外の通信会議参加者の利用に係るセッション（通信会議契約者の請求に係るミーティング番号に基づいて割り当てられた特定領域に係るものに限ります。）に係る利用料についても支払いを要します。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第20条 料金の計算方法及び支払方法は、この約款に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第21条 通信会議契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第22条 通信会議契約者は、料金等（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 保守

(修理又は復旧の順位)

第23条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第16条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの （第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第24条 当社は、通信会議サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その通信会議サービスが全く利用できない状態（当該通信会議契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該通信会議契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、通信会議サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該通信会議サービスに係る利用料（当該通信会議サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均の利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額とします。）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社は、通信会議サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第1表（利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(免責)

第25条 当社は、この約款等の変更により、通信会議契約者に係る電気通信設備の改造又は変更等を要することとなった場合であっても、その改造又は変更等に要する費用については負担しません。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第26条 当社は、通信会議契約者からこの約款の規定の適用に係る請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした通信会議契約者にお知らせします。

ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る通信会議契約者の義務)

第27条 通信会議契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) ユーザID、ミーティング番号、主催者ID、通信会議URL及びパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行う通信会議サービス取扱所に届け出ること。
- (2) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、通信会議サービスを利用しないこと。
- 2 当社は、契約者の行為が別記5に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第2号の義務に違反したものとみなして取り扱います。
- 3 通信会議契約者は、第1項の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
- 4 通信会議契約者は、第1項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕等に必要な費用を支払っていただきます。

(通信会議契約者の氏名等の通知)

第28条 当社は、卸電気通信事業者又は他網事業者から要請があったときは、通信会議契約者（その卸電気通信事業者又は他網事業者と通信会議サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限り、）の氏名及び住所等をその卸電気通信事業者又は他網事業者に通知することがあります。

(他網事業者からの通知)

第29条 通信会議契約者は、当社が、この約款の規定の適用にあたり必要があるときは、卸電気通信事業者又は他網事業者からこの約款の規定を適用するために必要な通信会議契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(通信会議契約者に係る情報の利用)

第30条 当社は、通信会議契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、通信会議サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、通信会議契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(法令に規定する事項)

第31条 通信会議サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定める事項については、別記6に定めるところによります。

(閲覧)

第32条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第10章 附帯サービス

(附帯サービス)

第33条 通信会議サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記7に定めるところによります。

別記

1 通信会議サービスの提供区間

当社の通信会議サービスは、次の区間において提供します。

区 分	提 供 区 間
通信会議サービス	他網接続点等相互間

2 通信会議契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により通信会議契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う通信会議サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 通信会議契約者の氏名等の変更

- (1) 通信会議契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う通信会議サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1) の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 通信会議契約者が(1) の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

5 通信会議契約者の禁止行為

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用又は運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の

権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為

- (3) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
- (8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (10) 通信会議サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすまして通信会議サービスを利用する行為
- (12) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (13) 他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (15) その他法令又はこの約款等に違反する行為
- (16) (1) から (15) までのいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

6 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

7 支払証明書の発行

- (1) 当社は、通信会議契約者から請求があったときは、その通信会議契約者に係る通信会議サービスの支払証明書を発行します。
- (2) 通信会議契約者は、(1) の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表(附帯サービスに関する料金等)に規定する料金の支払いを要します。

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、料金月に従って利用料を計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、利用料については、料金月に従って計算したものの合計額（利用料と料金月単位で一括して請求する電話等約款に定める電話会議サービスに係る料金があるときは、その電話会議サービスに係る料金を合算した額とします。）により、支払いを請求します。
- 4 当社は、料金その他の計算については、税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い)

- 6 通信会議契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 8 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

- 9 当社は、当該月に請求すべき料金（税抜価格）の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金を合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

- 10 当社は、9の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、通信会議契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

- 11 第19条（利用料の支払義務）の規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金の額は、この約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の通信会議サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(料金等の請求)

- 13 通信会議サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 料金

第1 適用

通信会議サービスに係る利用料の適用については、第19条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 利用料の算定	利用料は、1のセッションごとに、(2)で測定した通信時間と第2（料金額）の規定とに基づいて算定します。
(2) 通信時間の測定	通信時間は、セッションによる通信を可能にした時刻からそのセッションを切断した時刻までの経過時間とし、当社の機器（卸電気通信事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。
(3) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>（ア）過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（イ）過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通話等料金のうち低いものの値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>

第2 料金額

利用料

1分までごとに

料金額 (税抜価格)
19円

第2表 附帯サービスに関する料金等

第1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記7（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
支払証明書の発行手数料の適用	通信会議契約者は、第2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

第2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格)
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400 円

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成22年7月12日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、通信会議契約者は、別記7の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第2表(附帯サービスに関する料金等)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成23年4月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。